

# 近代の神社建築

藤岡洋保

## はじめに

近代になっても、神社建築はそれまでほとんど変わらなかつたように見えるかもしれない。日本建築史でも、神造りや流造りなどの神社形式が昔から継承されてきたことが強調される。しかし、神社建築のあり方やそれを支える建築思想には、明治維新の前後でかなり大きな違いが見られるのも事実である。

そのきっかけになったのは、神仏分離令（明治元年）とそれにとりまなう神社の国家管理制度である。それは、国民国家として近代化のスタートを切る際に日本のアイデンティティを創出する必要が生じ、その拠り所のひとつを日本の過去に、特に神道に求めようとしたことに関係している。そのキーワードとしての「復古」は、古代を志向しているように見えて、実は近代国家形成のために、つまり国

民の統合を図るための一つの手がかりとして、幕末から掲げられた「新しい」スローガンであり、そこには「近代」が反映している。

それまでの日本の宗教空間は、神仏習合によって形成されてきたといっても過言ではない。しかし、神仏分離によって、両者を截然と区別することが求められたため、神社境内の仏教的施設の移管や解体が行われるとともに、神社らしさとは何かという問いがあらためて浮上したはずである。建築においては、仏教建築との違いをどこに見るのか、「復古」というテーマに関してどのような建築思想やデザインがふさわしいのかという課題が姿を現わしはじめた。たとえば、伝統的な形式に拠るといふことで流造りを採用することにしたとしても、賀茂別雷（上賀茂）神社や賀茂御祖（下鴨）神社のような古式のものや滋賀県によく見られる外陣付きのものどちらを選ぶのかと、さらには懸魚や墓股

などの意匠をどのようなものにするばいいのかなど判断をせまられることが次々に出てくるし、その判断にはなんらかの根拠が求められる。「復古」というスローガンだけでは神社を設計することはできないのである。

## 一 内務省の神社營繕行政

神社を国家管理することになったとはいえ、それに先だって明治新政府に明確な方針があったとは思われない。この問題に関しては、大蔵省や教部省、式部省などがそれぞれの立場から発言していたが、省のレベルを超えて何らかのコンセンサスがあったようには見えないのである。揺籃期にはこのように手探り状態だったわけだが、おそくとも明治一〇年一月の社寺局設置頃から内務省が營繕業務を管轄していたのは確かである。

国が管理するとはいえ、内務省内で營繕業務に割ける人員はわずかだったはずであり、官国幣社は全国に点在し、しかも交通通信手段も整備されていなかった時代なので、その業務は、内務省のほかの業務と同様、府県庁を通して行われることになった。政府の財政は楽ではなく、内務省の基本方針は、營繕費の拡大をおさえることと、支出の基準を設けるなどして公平性に配慮することに主力が置かれた。国の予算執行のルールに基づいて行われることになっ

たわけだから、お役所仕事にならざるを得なかったということである。それを象徴するのが、明治時代に適用された「制限図」である。

制限図は、境内の面積や社殿の種類、規模の基準を社格に応じて示したもので、平面図と立面図が添付されていた。資料でさかのぼれるかぎり、明治五年八月の大蔵省伺「社格二応シ別紙絵図面ノ通建社坪数制限御定メ相成度」が発端で、明治六年三月に太政官指令「官社坪数ノ制限ヲ定ム」として、図面を添付して出された。しかし、実際に適用されたのはその図に示されたものとは少し異なり、明治八年春に内務省と教部省が協議の上まとめたものである。<sup>(1)</sup>それによれば、大・中・小社別に各社殿の配置図や平面図・立面図、規模・形式が示されている。配置形式はすべて同じで、本殿・祝詞舎・中門・拝殿・鳥居が軸線上に並び、中門から出た透塀が本殿を囲み、それらと拝殿・神庫を含む区域を玉垣が囲み、さらにその外の祭器庫・神饌所・社務所・手水舎を玉垣が囲むというものである(図一)。本殿の形式は三間社流造りで、拝殿は三間二間、京都や滋賀によく見られる舞殿風の吹き放ちで、入母屋屋根が架かる形式のものである。中門は一間で、切妻の起り屋根が架かるという、珍しい形式(その由来は不明)のものである(図二)。内務省がこの制限図を府県庁に下げ渡して神社の營繕を

行わせたため、その図によく似た社殿が多数つくられたのは事実だが、内務省の意図はあくまでも規模制限にあった。それは、明治三十二年九月一六日の内務省訓令第六四二号で「官国幣社新設建物従前官管箇所ニ属スル部分ハ別冊制限図ノ坪数ニ超過スルコト得ス」とあることから、また官国幣社側から社殿造営の要望が出されたとき、制限図が定める面積を超過した分は神社負担とされたことからもうかがえる。

これまで、制限図によく似た社殿がつくられてきたことを重視して「制限図式」と呼ぶ傾向があったし、谷重雄博士は、明治期造営の神社に「制限図式」と「非制限図式」

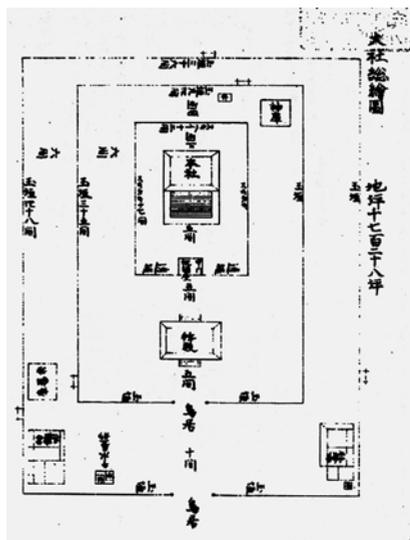


図1 制限図大社総繪圖  
(國學院大學蔵『官国幣社造営制限図』から)



図2 建勲神社

があるとして<sup>(2)</sup>いる。しかし、その「非制限図式」に数えられて<sup>(2)</sup>いるものも、基本的には制限図の枠内にあったと見るべきである。たとえば、射水神社の明治三五年の再建では、社殿の形式は神明造りで、一見制限図と無縁なようだが、本殿、中門、拝殿が一直線に並び、中門から出た透塀が本殿を囲むという配置形式は制限図と同じであり、社殿の規模も、社務所以外は中社の規模制限に従っている(図三)。制限図は「其形式構造を制限したるものにあらざる」<sup>(3)</sup>ものだったのである。

その一方で、神社側から見れば、制限図は社殿造営を願<sup>(4)</sup>い出る際の根拠にもなり得た。それは、制限図が官幣社が備えるべき社殿の種類を示したものとも見られるからである。拝殿や社務所を持たない神社は明治初期には少なかつたので、制限図を根拠に社格相当の社殿を整備したいという要望が出されるようになった。氷川神社(埼玉)の明治一〇年代の造営はこの制限図の影響を象徴する事例といえる。同社は賀茂別雷神社などとともに、「上代ノ遺制ナルヘク存候事」(明治八年)<sup>(4)</sup>とされた由緒ある一二社のひとつで、制限図の対象外とされていたにもかかわらず、明治一二、一三年に官幣大社にふさわしい社殿整備を内務省に申請し、制限図に則った本殿・中門・拝殿が明治一五年につくられた。

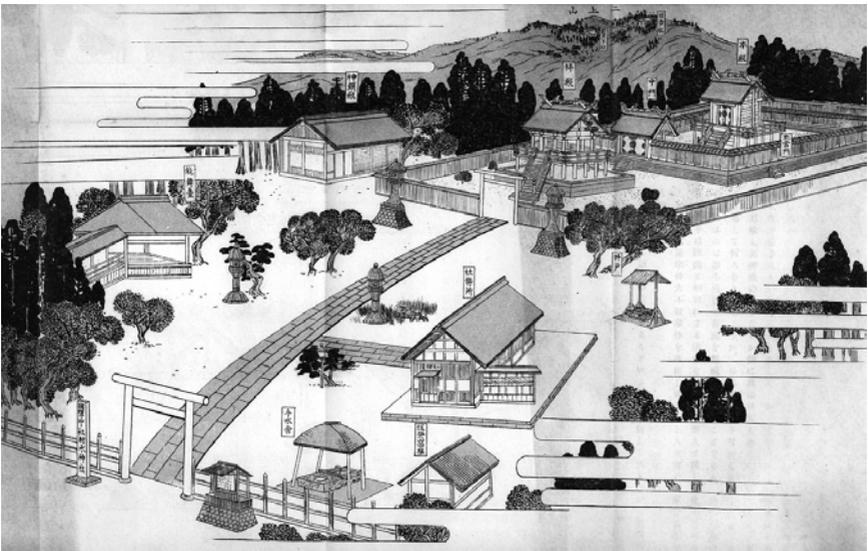


図3 射水神社境内図(『射水神社志』から)

中門のデザインにうかがえるように、制限図には建築史的な正当性はなく、神社建築のあるべき姿についての認識もなかった。京都や滋賀あたりによく見かける神社の姿を参照しながら、高い見識のないまま、作成・適用されたものにすぎないといつてよい。制限図に見られるのは、公平性を重視した宮繕行政という内務省の姿勢であり、近代において神社建築はどうあるべきかという問題意識は抜け落ちていた。ちなみに、制限図は大正元年一月一六日の内務省訓令第一〇号によって廃止された。

明治二〇年には、その後の官国幣社行政を方向づけた官国幣社保存金制度が導入され、明治二三年に出された「官国幣社保存金区分取扱方」が、官国幣社宮繕のひとつの柱とされることになった。これは各社に配られる保存金の中から一五%を天引きして積み立て、罹災した神社の社殿復興に充てるものである。明治四〇年には、保存金制度に代えて国庫共進金制度が施行されたが、宮繕費を天引きして積み立てるやり方はそこに受け継がれ、「各社共通金」と呼ばれた（この名称はそれ以前から使われている）。なお、この各社共通金は宮繕事業においては補助的な位置づけのものだった。

官国幣社の本格的な神社宮繕のための枠組みは「臨時神社費」と呼ばれるものだった。「内務省所管経費決算報告

書」にこの費目が登場するのは明治三三年度で、射水神社の社殿復興費としてである。これは、同社が明治三三年に焼失したため再建が必要になったが、各社共通金では対応できないということで、勅裁を経て臨時に支出されたものである（図三）。この「臨時神社費」は、罹災などのために特定の神社の宮繕が必要になり、しかもその金額がかなり多額になる場合に臨時に計上されたものらしい。その費目がその都度異なることから、当初それは制度化されていなかったことがうかがえる。しかし、明治四四年度の『内務省所管経費決算報告書』からこの費目は毎年登場するようになるので、「臨時」という名目ではあっても、この頃から大規模宮繕のための定常的な枠組みとして認められていたと見られる。各社共通金との違いは、多額だったことと、特定の神社の宮繕事業に特化して組まれていたことにある。<sup>(5)</sup>

その後の官国幣社の宮繕事業は各社共通金と臨時神社費の二本立てで行われたが、神社側から見ればそれに充てられた予算は不十分なものだった。神社本廳に「府県別官国幣社土地建物台帳」（仮称）が保存されている。これは旧内務省資料で、府県別に、官国幣社一社ごとの境内坪数、社殿・工作物の包囲・規模・建設年代、明治以降の修理記録が、ガリ版刷りの統一された書式のもとに記されたもの

である。栃木県と埼玉県を除く四五府県分が残っているが、これは関東大震災後に内務省でつくり直されたものと見られる。明治中期に同様のものが存在していたらしいことは公文書からうかがえる。この資料を分析すると、官国幣社の営繕の様子をかなり詳細に知ることができる。たとえば、この台帳に記されている社殿・工作物の総数は九、三一九件だが、そのうち一度も修理記録のないものが二、〇三一件ある。また、この台帳記載の一九三社のうち、八六社の本殿に関しては明治以降の修理記録がなく、うち二七社については五〇年以上も手つかずになっている。このことから、官国幣社の社殿の営繕が十分ではなかったらしいことがうかがえる。

このような状況は、「神社制度調査会」（昭和四年設立）の議事録にも記されている。この調査会では神社行政の問題点をとり上げ、その改善策を答申している。営繕に関しても、内務省神社局からいろいろな説明が行われている。中でも角南隆技師が、昭和九年に行った現状報告は詳細かつ具体的なものだった。それによれば、神仏分離にともなう仏教関連施設の撤去によって境内が歯抜け状態になった例が多かったこと、その後拝殿や中門・透塀・神饌所・社務所などが新設されたが、使い勝手の悪いものが多く、しかも維持が不十分だったために改築せざるを得なくなった

社殿が多かったこと（その典型が明治初期に建てられた別格官幣社）が問題点としてあげられている。また近代化にともない、拝礼の仕方の変化（立拝の導入）や衛生観念の変化（手を流水にすることなど）への対応や周囲の景観が変わったことに応じて神社の尊厳を守ることや照明設備の導入の必要性を訴えた。さらに、社殿の大修理を五〇年に一度、屋根替えを二五年に一度、鳥居の改築を五〇年ごとに一度行うと仮定し、あわせて境内整備として坪あたり二五銭充てること（対象面積一五〇万坪）にすると、維持だけで年九五万八千円要することになる。臨時神社費による営繕において国費以外からの寄付金が平均すると年平均で二〇万円見込めるので、それを引くと約七五万円になり、そのほかに各社共通金を二〇万円に増額し、さらに境内の施設整備に五万円をあてることにすると、年あたり総額一〇〇万円で、それが官国幣社の社殿の維持に最低限必要な額であると訴えた。<sup>(6)</sup>このような増額要請をもとに、第四回特別委員会（昭和九年一月一日）で「国ニ於テ国庫共進金並営繕ニ関スル費用ヲ相当増額シ神明奉仕上遺憾ナララシムト同時ニ社殿境内等ヲ恒久的計画ノ下ニ維持整備」することが認められ、これを受けて神社営繕予算が増額された。その後昭和一〇年代は官国幣社の営繕がもつともさかんに行われた時代になった（昭和九年の室戸台風被害の復旧も重ねられ

た。

それより前の時代においては、国家管理という前提があったものの、内務省は維持すら十分には手が回らないという状況のもとで営繕費抑制を基本方針にせざるを得ず、神社側から見れば国は十分に対応してくれないという不満を抱き続けていたというのが、官国幣社営繕の実態だった。神職の俸給（昭和初期には総額で年間約百万円）が国庫負担だったのは官国幣社にとって大きな意味を持ったに違いないが、営繕に関しては「手厚い保護」とまではいいがたい状況が続いていたということである。

## 二 明治神宮の造営事業

大正時代に行われた明治神宮造営事業は、近代神社建築史上重要な意味を持っている。それは、それまで明確には認識されていなかった、神社建築についてのさまざまな課題に正面から向き合う機会になったからである。まず、創立ということで前例に倣うわけにはいかず、社殿の形式や規模などをどうするかが問題になった。これは、特定の御祭神（この場合は明治天皇と昭憲皇太后）を祀るのにふさわしい社殿や境内はどうあるべきかという問いである。あわせて宝物殿や聖徳記念絵画館の建設が計画されたが、ここでは新しい構造（近代技術）を用いて「伝統」と「近代化」

を表象するという課題に対応することが求められた。これらの営繕業務を担当する部局として、大正四年に明治神宮造営局が設置された。そして、大正九年に社殿が、大正一〇年に宝物殿が、そして絵画館は大正一五年に竣工した。

本殿の形式には流造りが採用された。どの形式にするかで議論があったが、「唯一の理想の答」はあり得ないことが確認されただけで、結局、もともと無難な流造りが採用された（図四）。そのことを含め、明治神宮には配置計画などにも制限図の影響が感じられる。特にそれを意識したわけではなかったようだが、当時それに代わり得る思想がなかったことが関係していると思われる。また、威厳や神聖さを表現するために日本建築史の知識を駆使している点も注目される。それは石張りの基壇に建物を載せたことや、神聖度の高い社殿ほど地盤面を高くしていることに見られる。このようなやり方はそれまでの神社建築では一般的ではないし、石の基壇は本来仏教建築の手法である。つまり、日本建築史という、近代になって形成された学問の知見を適用して、各社殿の關係に配慮しながら全体をまとめていくということ、一見「伝統」を踏襲しているように見えて、実は近代的な知によって秩序づけられているわけである。設計は伊東忠太（一八六七―一九五四）の指導のもとで安藤時蔵（一八七二―一九一七）と大江新太郎（一八七九―



図4 明治神宮本殿（創立時）（『明治神宮画集』から）

九三六）が担当した。創建時の社殿で現存するもののうち、南神門（図五）は安藤の好みを生かした、鎌倉時代風の和様で、細部には大江の優麗な装飾が配されたもので。姿に気品があり、近代の和風建築の傑作に数えられる。

明治神宮造営事業は、近代にふさわしい神社建築のあり方を考える必要があるという課題を提示することになったが、制限図の影響がうかがえることから、明治時代の神社営繕の集大成と位置づけた方がいい。そこで認識された課題への対応は、その後の角南隆の活動を待たなければならなかった。

ちなみに、宝物殿は鉄筋コンクリート造と鉄骨造で「和風」を表現しようとしたもので、設計者は大江新太郎である。寝殿造りの配置に想を得たと見られるが、施設を七つの建物に分けて相称性を意識して配置し、それらの屋根の重なりによって華麗な表現にしたことや、展示室である南倉をピロティで持ち上げてその重要さを表現するなど、大江らしい、論理性・秩序重視のデザインが展開されている（図六）。ちなみに、この宝物殿は神社における不燃構造の宝物殿建設の先駆けになった点でも注目される。その直後から戦前に、上杉神社稽照殿（伊東忠太、大正一五年）など、少なくとも九つの神社で同様の施設が建てられた。

聖徳記念絵画館（図七）は、当時の最新のデザインでま



図5 明治神宮南神門（創立時）（同前）



図6 明治神宮宝物殿南倉



図7 明治神宮聖徳記念絵画館  
 (『聖徳記念絵画館並葬場殿趾記念建造物競技設計図集』第五版から)

とめられている。特にエントランスホールの直径一五mのドームは、日本でも最も早い鉄筋コンクリート造のシェル構造で、当時の世界最高水準の技術が適用されていた。

社殿と宝物殿・絵画館をあわせ見ることによって明治神宮造営事業の本質がよりよく理解できると考えられる。それは、明治天皇が「伝統」と「近代化」をもに体现する両義的存在として位置づけられていると

いうことである。日本の近代における、方向性の異なる二つのテーマ、つまり西洋から知識や技術を学びつつ近代化を図ることと西洋との距離をとることで自己のアイデンティティを創出しようとしたことを共に具現化した事業とも見られるということで、明治神宮内苑・外苑は日本の近代を象徴的に示す場といえる。

### 三 角南隆の神社建築

伊東忠太や大江新太郎は近代における神社建築家として名高い。しかし、神社建築家として最大の功績を遺したのは、なんといっても角南隆(一八八七―一九八〇)である。大正九年から昭和二十一年までの内務省神社局・神祇院が管轄する官国幣社の営繕事業の責任者として、神社建築にかかわり続けた。戦後も明治神宮復興事業や伊勢神宮式年遷宮などにかかわっている。

角南がめざしたのは、近代にふさわしい神社である。各社の祭神や由緒、地域的特性を考慮し、各社殿の本来の意味や使い方を歴史を遡って認識したうえで、現代の機能的要請にあわせて、本殿を中心に体系的に配置し、全体を有機的な施設群として構成しようとするものである。

角南は神社ごとの由緒や社殿形式を重視したから、当然ながら制限図に対しては否定的で、それを乗り越えること

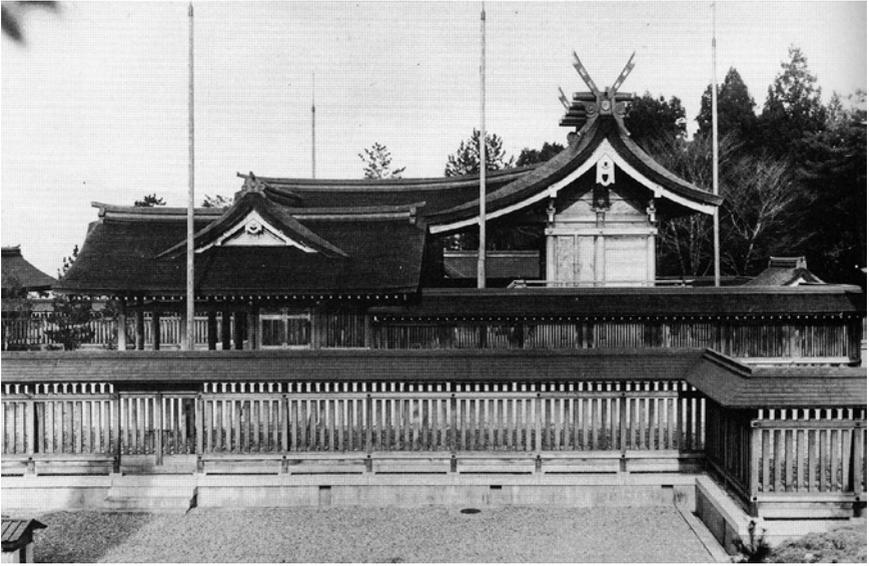


図8 吉野神宮（神社本廳蔵）

をめざした。彼は、「無言の裡に人に感銘を与へ」「気高き表現に重きを置く」ために、本殿と拝殿を幣殿・祝詞舎を介して一体化して、本殿と参拝者を近づけ、参拝者が神のおわすところを感じとれるようにすること（彼によれば、「心持よく額つき得るよう」であること）を重視した<sup>(8)</sup>。また、それによって各社殿の屋根が個別に、しかも連なりながら架かることになるので、それによって境内に「輪奂の美」をもたらし、それができるとした。また、本殿だけに堅魚木や千木を載せて遠目にもそれとわかるようにすることも留意した。社殿を石の基壇の上に載せ、神聖度が高いものほどその高さを高くした。要するに、神社としての神聖さや気高さ、そして各社殿のヒエラルキーを表現することと、現代的な要請を含めた機能との融合を図ることを理想としたのである。

彼の初期の代表作は吉野神宮（昭和七年改築、図八）である。同社は明治二二年に制限図に従ってつくられていたが、彼は本殿の向きを含め、すべてをつくりかえた。当初南面していた本殿を北面させ、鳥居、神門、拝殿、祝詞舎が軸線上に並ぶようにした。そして本殿に近づくにつれ、境内の地盤面を二段階持ち上げている。神門の両脇に宿宮舎と神符授与所を相称になるように配した点を含め、明快な秩序が感じられる配置計画といえる。また、拝殿では、石張り



図9 明治神宮内拝殿（復興後）

床の高さをとくところによって微妙に変えて、それぞれの場の使用目的や格の違いを示唆しようとしている。非常に技巧的かつ繊細なデザインである。同社のシンボルである桜をあしらった文様や猪目（ハート型の装飾）などには、モダンさを感じられる。

なお、昭和戦前期には神社営繕事業の量が増えたが、内務省の定員枠などに融通がないと見て、角南は昭和四年の式年遷宮終了後、造神宮使廳に勤務していた技術者を独立させて、民間の設計事務所を開かせ、内務省からそこに設計の仕事を流すというやり方をとった。これは現実的かつ巧みなやり方で、角南が官僚としても有能だったことを示している。このとき彼の配下で活動したのは、小林建築事務所（小林福太郎）、国粋建築研究所（二本松孝蔵）、稲垣建築事務所（稲垣英夫）、香川建築事務所（香川定太郎）である。

戦前の角南は多忙で、自ら筆を執ってディテールまで設計した例はないと見た方がいい。しかし、戦後の明治神宮の復興事業（図九、昭和三三年）では、彼は細部まで自らスケッチを描いたといわれ、彼の代表作といえる。明治神宮には、安藤時蔵と大江新太郎が設計した南神門が残り、それに角南隆設計の拝殿、本殿があるということで、近代神社建築史上注目すべき社殿が並んでいるわけである。ちなみに、明治神宮には、戦後に内拝殿、外拝殿という二つの

拝殿が設けられた。前者が神職用で、後者が一般参拝者用である。この形式は角南が戦前に大規模神社に導入した手法である。

昭和期につくられた神社には、多かれ少なかれ角南の影響が見られる。それには内務省技師という立場や、配下の者に自分の意図を伝えて設計させていたことが関係しているが、なんといつても、近代における神社建築について彼ほどよく考え、その解決策を提案し続けた建築家はいなかったからである。

#### 四 神社建築に示された「近代」

以上に述べたように、近代につくられた神社建築には、「近代」が色濃く反映している。つまり、神社のアイデンティティについての洞察、日本建築史の知見をもとに過去の神社形式や細部に価値づけをするという理性的姿勢、神聖度のヒエラルキーを可視化し、秩序を感じさせるデザインとして示すことであり、近代の機能的要請にも対応するということである。そこには、近代的な、整然とした知の体系を具現化した空間が展開されている。

その後、東京の乃木神社（昭和三七年）など大江宏（二九一三〜八九、大江新太郎の長男）が設計したいくつかの例を除けば、戦後の神社建築に見るべきものは少ない。そ

れにはいろいろな背景が考えられるのだろうが、現代における神社はどうあるべきかを真剣に考える、角南のような建築家がいなくなったのが最大の理由と思われる。

#### 註

- (1) 國學院大學蔵『官国幣社造営制限図』の記述による。これは常世長胤が筆写したもので、「右官国幣社制限之者明治八年春内務教部両省ニテ遂熟議為定置シヲ已請得テ写置者也 明治十年十二月於山形県常世長胤写」と記されている。
- (2) 谷重雄「現代神社建築史」（未定稿、おそらく昭和一〇年代に書かれたもの、神社本廳蔵谷重雄資料）
- (3) 宮尾・稲村『増訂神社行政法講義』東京集成堂、明治四五年、六六九、六七六頁。
- (4) 『法規分類大全第二六卷（社寺門）』（内閣記録局編、昭和五四年復刻、原書房）。
- (5) 神社本廳蔵の「角南資料」（旧内務省・神祇院資料）では「臨時神社費」を、特定の神社に特化された営繕費という点を重視して広く解釈しているようで、熱田神宮の明治三年の社殿改造（角田忠行宮司による有名な営繕事業）をその淵源としている。
- (6) 『自昭和四年十二月乃至昭和十年七月 神社制度調査會議事録』第四〇回特別委員会、昭和九年五月二九日、三六頁。
- (7) 同前、第四四回特別委員会、一〜二頁。
- (8) 角南隆「神社建築及びその施設に就て」（『兵庫神祇』

三二三号、一七頁)、角南隆「神社の施設と新材料の使用に就て」(『神社協会雑誌』昭和二年九月号、七頁)。

〔参考文献〕

- ・「近代の神社建築行政に関する研究」(研究代表者・藤岡洋保、平成九年度～平成一一年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1))研究成果報告書、平成一二年二月)
- ・藤岡洋保「明治神宮の建築(上下)」明治聖徳記念学会紀要第三二号(平成一三年四月)、五九～七一頁、同第三三号(同年八月)、二六～四三頁

(東京工業大学大学院教授・工博／近代建築史)